

鹿児島地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消請求事件
国側当事者・国(知覧税務署長)
平成20年4月9日棄却・確定

判 示 事 項

- (1) 納税者が元妻に支払った金員のうち、地代家賃として経理処理した金額は、納税者が元妻の経営する法人との間で締結した賃貸借契約に基づき、当該賃貸借の対象となる土地を自らの経営する眼科医院の駐車場として使用する対価として支払った金額であるから、納税者の眼科医としての事業所得を生ずべき業務について生じた費用(所得税法37条1項)であるとの納税者の主張が、当該土地は、各係争年において納税者の経営する眼科医院のための駐車場として使用されていなかったものと認められるから、上記金員は、各係争年において客観的にみて納税者の眼科医としての業務の遂行上必要な支出とはいえ、事業所得の必要経費には当たらないとして排斥された事例
- (2) 元妻との間の婚姻費用分担の申立ての審判により土地の取得費用の支払を命じられながら、当該土地が別訴において他人所有物件とされたこと等を理由として、当該金員を納税者の所得金額の計算上必要経費に算入すべきであるとする納税者の主張が、納税者が主張する事情は当該金員の必要経費性を基礎づけるものではないとして排斥された事例

判 決 要 旨

- (1)・(2) 省略

判	決
原告	甲
同訴訟代理人弁護士	上釜 明大
同補佐人(税理士)	林 高宏
被告	国
処分行政庁	知覧税務署長 町井 裕
被告代表者法務大臣	鳩山 邦夫
同指定代理人の表示	別紙1に記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 原告の請求

知覧税務署長が、原告の平成14年分、平成15年分及び平成16年分の所得税につき、平成17年10月18日付けでした各更正処分のうち、平成14年分の総所得金額9205万2497円、納付すべき税額2416万8700円を超える部分、平成15年分の総

所得金額6107万0801円、納付すべき税額1316万6500円を超える部分及び平成16年分の総所得金額4306万3773円、納付すべき税額804万5200円を超える部分、並びに、同日付けでした過少申告加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

1 本件事案の要旨

本件は、原告がその所得税の申告に当たり必要経費として算入した金員につき、処分行政庁がこれを必要経費とすることはできないとして行った上記各処分（以下「本件各処分」という。）についての取消訴訟の事案である。

2 前提事実（争いのない事実及び掲記の証拠等により容易に認められる事実）

(1) 原告は、眼科医院を経営する眼科医である。

有限会社A（以下「A」という。）は、原告の妻である乙（以下「乙」という。）が代表取締役を務める会社であり、原告の経営する眼科医院に近接する別紙2物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）を所有している。

(2) 原告は、平成9年3月、Aから、本件土地をその経営する眼科医院の駐車場として賃料月額20万円で賃借し、以後Aに対し毎月同額を賃料として支払っていた。

(3) 原告と乙の夫婦関係は平成10年ころから悪化し、原告は、平成12年2月以降Aに対する賃料を支払わなくなった。原告がAに対して支払っていた賃料は、本件土地の購入資金としてAが借り入れた金員の返済原資（月額約19万2000円）に充てられていたが、これが途絶えたことにより、乙個人の負担においてその返済をせざるを得なくなった。

乙は、原告と別居状態になった後、鹿児島家庭裁判所知覧支部に婚姻費用分担の申立てをし、同支部は、平成13年3月8日付けの審判で、原告に対し、乙に毎月86万円を支払うよう命じた（同支部平成●●年(〇〇)第●●号婚姻費用分担申立事件。以下「本件審判」という。）。この金額は、Aの上記借入金の返済原資を乙個人が負担していることから、この分を婚姻費用額に加算して支払金額を定めるのが相当との理由により、双方の世帯が必要とする生活費の比率で基礎収入を按分して算出した66万円に20万円を加算して算定されたものであり、抗告審もこれを支持した（福岡高等裁判所宮崎支部平成●●年(〇〇)第●●号）。

これを受け、原告は、遅くとも平成13年9月以降、乙に対して毎月86万円を送金し、うち20万円を事業主勘定から地代家賃に振り替えて経理処理し（以下、この月額20万円の金員を「本件金員」という。）、平成14年ないし平成16年（以下「本件各課税年」という。）の所得税につき、これを事業所得計算上の必要経費（地代家賃）に算入して、別表（課税の経緯等）中「確定申告」及び「修正申告」各欄記載のとおり、青色申告をした。

（甲1～6、乙5、弁論の全趣旨）

(4) 知覧税務署長は、平成17年10月18日付けで、本件各課税年における本件金員は必要経費に当たらないとして、原告の本件各課税年分の所得税につき、増額更正するとともに、過少申告加算税を賦課する決定をした（本件各処分）。本件各処分並びに審査請求及びその裁決の経緯は、別表（課税の経緯等）中の対応欄に記載のとおり

りである。

3 争点

本件各課税年における本件金員の必要経費性

(原告の主張)

- (1) 原告は、平成9年3月にAとの間で締結した賃貸借契約に基づき、以後本件土地を自らの経営する眼科医院の駐車場として使用し、その対価としてAに賃料を支払っている。本件金員は、この賃貸借契約に基づく賃料の支払であるから、原告の眼科医としての事業所得を生ずべき業務について生じた費用(所得税法37条1項)であり、これを否定してされた本件各処分は、いずれも違法である。
- (2) 原告は、本件審判により支払を命じられた本件金員により取得される本件土地は、原告と乙の夫婦共有財産であると主張して、Aに対し、本件土地の持分権移転登記手続を請求する訴訟を提起したが、同訴訟において原告の共有持分権は否定された(鹿児島地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号、福岡高等裁判所宮崎支部平成●●年(〇〇)第●●号、最高裁判所平成●●年(〇〇)第●●号・同(〇〇)第●●号)。すなわち、本件土地は、原告が本件金員によりその取得に要した費用を負担させられているにもかかわらず、原告にとっては他人所有物件とされたものである。このような事態は、Aと乙の人格を混在させ、本来的な婚姻費用に借入金の返済原資を上乗せした本件審判に問題があるものであるが、本件審判を是正する方策がない以上、これと原告が本件土地の共有持分を有しないということとの整合性を図るためには、本件金員を賃料として扱い、所得税の計算においては必要経費とすべきである。本件金員は、本件審判において、生活費相当額に賃料額を加算した分として支払を命じられたものであることからしても、そのように解すべきである。

(被告の主張)

- (1) 必要経費とは、所得を得るために必要な支出をいうところ、本件各課税年において、本件土地が原告の経営する眼科医院の駐車場として使用されていた事実はない。よって、本件金員は、原告の眼科医としての事業所得を得るため必要な支出ではなかったものであり、必要経費に当たらない。
- (2) 本件土地の所有権に関する事情は、本件金員の必要経費性とは関係がない。また、本件審判及びその抗告審決定によれば、本件金員は、生活費相当額に毎月の返済原資相当額が加算されたものであり、賃料として支払が命じられたものではないし、もとよりその名目は必要経費性の判断に重要な問題ではない。

第3 当裁判所の判断

- 【判示(1)】** 1 証拠(乙1～6)及び弁論の全趣旨によれば、本件土地は、本件各課税年において、原告経営の眼科医院のための駐車場として使用されていなかったものと認められる。原告は、本件各課税年において本件土地を駐車場として使用する必要があったとして、その事業所得額の推移と、平成19年9月時点における現駐車場用地(本件土地以外で駐車場として使用している土地)の使用状況を示す証拠(甲1～3、甲7～12)を提出するが、上記認定を覆すには足りないといわざるを得ず、他にこれを覆すに足りる証拠はない。

そうすると、本件金員は、本件各課税年において、客観的にみて原告の眼科医として

の業務の遂行上必要な支出とはいえないから、原告の事業所得計算上の必要経費には当たらない。

- 【判示(2)】** 2 原告は、本件金員の支払を命じられながら本件土地が他人所有物件とされたこと等を理由に、本件金員を必要経費とすべきである旨主張するが、原告主張の事情は本件金員の必要経費性を基礎づけるものとはいえず、上記主張は採用できない。
- 3 以上によれば、原告の本件請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

鹿児島地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 小田 幸生

裁判官 秋本 昌彦

裁判官 上原 三佳

別紙1

被告指定代理人の表示

- | | |
|------------------------|--------|
| 1. (福岡法務局訟務部付) | 菊池 浩也 |
| 2. (同部訟務官) | 井手上 秀文 |
| 3. (同) | 福本 昌弘 |
| 4. (鹿児島地方法務局訟務部門上席訟務官) | 松本 広次 |
| 5. (同) | 野田 守 |
| 6. (同部門訟務官) | 向原 裕司 |
| 7. (同部門法務事務官) | 山神 暁恵 |
| 8. (熊本国税局課税部国税訟務官) | 岩崎 光憲 |
| 9. (同) | 渡邊 明 |
| 10. (同) | 上野 稔 |
| 11. (同) | 辻原 耕二 |
| 12. (同) | 寺本 史郎 |

以上

別紙2

物件目録

所	在	鹿児島県南さつま市
地	番	
地	目	雑種地
地	積	375 m ²

以上

別表 課税の経緯等

(単位：円)

		確定申告	修正申告	更正処分等	審査請求	裁決	
		期限内	平17. 5. 12	平17. 10. 18	平17. 11. 11	平18. 11. 6	
平成一四年分	総所得金額	91,666,182	92,052,497	94,452,497	更正処分等の取消を求めるもの	棄却	
	内訳	事業所得の金額	90,367,782	90,754,097			93,154,097
		給与所得の金額	1,298,400	1,298,400			1,298,400
	納付すべき税額	24,025,800	24,168,700	25,056,700			
	過少申告加算税の額			88,000			
平成一五年分	総所得金額	60,984,531	61,070,801	63,470,801	更正処分等の取消を求めるもの	棄却	
	内訳	事業所得の金額	59,719,731	59,806,001			62,206,001
		給与所得の金額	1,264,800	1,264,800			1,264,800
	納付すべき税額	13,134,700	13,166,500	14,054,500			
	過少申告加算税の額			88,000			
平成一六年分	総所得金額	42,839,845	43,063,773	45,463,773	更正処分等の取消を求めるもの	棄却	
	内訳	事業所得の金額	41,494,445	41,718,373			44,118,373
		給与所得の金額	1,304,000	1,304,000			1,304,000
		雑所得の金額	41,400	41,400			41,400
	納付すべき税額	7,962,700	8,045,200	8,933,200			
	過少申告加算税の額			88,000			